

国民健康保険の届出を忘れずに！

～加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を～

- * 国民健康保険（国保）には、勤務先の健康保険への加入者およびその家族の扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入することになります。
- * 加入の届出が遅れると、加入の資格を得た月（例：会社を辞めた月）まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
- * やめる届出が遅れると、保険税（料）が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまうことがあります。
- * 国保の手続きには、マイナンバー（個人番号）が必要です。手続きの際には、本人確認書類（①マイナンバー確認書類と②身元確認書類／※下記参照）を持参してください。
 - ※①マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（マイナンバーカードの場合は②は不要）
 - ②・公的機関が発行した顔写真付きの証明書など 1点 …運転免許証・パスポートなど
 - ・上記の証明書がない場合、次の証明書など 2点 …保険証・年金手帳・預金通帳・学生証など
- * 詳しくは問い合わせてください。

◆加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの	
他の都道府県から転入したとき（職場の健康保険に加入していない場合）	本人確認書類 印鑑 キャッシュカード または預金通帳 銀行届出印	転出証明書に基づき、住民登録の窓口で転入の手続きをおこなった後に同日対応
職場の健康保険をやめたとき（注）		健康保険喪失連絡票・離職票・退職証明書など
子どもが生まれたとき（国保加入の場合）		出生届出をおこなった後に、保険証・母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき		生活保護廃止通知書
外国人住民が加入するとき		在留カード・特別永住者証明書・パスポート

（注）社会保険の扶養からはずれた場合や、加入者本人が75歳となって後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養者だった家族が国保に加入することになった場合を含む。

◆やめるとき

こんなとき	届出に必要なもの	
他の都道府県へ転出するとき（職場の健康保険に加入していない場合）	本人確認書類 印鑑	保険証（世帯全員分）・高齢受給者証（外国人住民は在留カード・特別永住者証明書）
職場の健康保険に加入したとき		保険証・高齢受給者証・職場などの新しい被保険者証（加入者全員分）
死亡したとき（国保加入の場合）		保険証・高齢受給者証・葬儀を行ったことが証明できるもの・預金通帳
生活保護を受けはじめたとき		保険証・高齢受給者証・生活保護開始通知書

◆その他の異動など

こんなとき	届出に必要なもの	
退職者医療制度に該当したとき	本人確認書類 印鑑	保険証・厚生年金の証書など加入期間のわかるもの
県内で住所が変わったとき		保険証・高齢受給者証
世帯主が変わったとき		保険証・高齢受給者証
世帯をわけたり、いっしょにしたとき		保険証・高齢受給者証
保険証をなくしたり破損したとき（再発行）		破損の場合は破損した保険証

※保険証＝国民健康保険被保険者証

※高齢受給者証は対象者（70歳以上）のみ